

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

○ 現在、技能実習生として働く外国人介護職員（以下「介護技能実習生」という。）については、利用者の居宅においてサービスを提供する業務（以下「訪問系サービス」という。）が認められておらず、介護技能実習生を受け入れる事業所（以下「受入れ事業所」という。）については、開設してから3年以上が経過していることを要件としているところ、令和6年6月に公表した「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」の中間まとめにおいて、「外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利保護等の観点から…事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき」、「現行の事業所開設後3年要件の代替として、…①新たに法人要件として、法人の設置から3年を経過しているとの要件を設けるべきである。…また、法人の設立から3年を経過していない場合でも、同一法人によるサポート体制が構築されていれば、適切な技能移転が図ることができることから②サポート体制要件を設けるべきである。」との提言がされたことを踏まえ、介護技能実習生が従事可能な業務の範囲等について見直しを行う。

2. 改正の概要

○ 受入れ事業所が通常の見直しに加えて以下の要件を満たす場合には、当該事業所の介護技能実習生が訪問系サービスへ従事しても差し支えないこととする。

（1）外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第1項の認定の申請を行う前にあらかじめ、遵守事項確認機関（国の補助を受けて、次の①から⑤までに掲げる事項を事業所が遵守することを確認する機関をいう。以下同じ。）から、当該確認を受けたことを証する書面の交付を受けているものであること。

- ① 技能実習生に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。
- ② 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該技能実習生が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。
- ③ 技能実習生が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該技能実習生に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務及び当該業務を通じて修得、習熟又は熟達をさせる技能、技術又は知

識の具体的な内容、当該技能実習生の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

- ④ 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。
 - ⑤ 技能実習生が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。
- (2) 遵守事項確認機関に対し、必要な協力を行うものであること。

○ 受入れ事業所が以下のいずれかの要件を満たしていればよいものと変更する。

- (1) 開設後3年以上経過しているものであること。
- (2) 受入れ事業所を経営する法人において、介護等の業務を行う他の事業所の開設後3年以上経過しているものであること。
- (3) 受入れ事業所を経営する法人について、次の①～④に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ① 受入れ事業所の利用者及びその家族が安心してサービスを利用することができるよう、技能実習生に対する研修体制及びその実施が確保されていること。
 - ② 技能実習生並びに受入れ事業所の職員及び利用者等からの相談体制が確保されていること。
 - ③ 技能実習生の受入れについて、受入れ開始前に受入れ事業所の職員並びに受入れ事業所を利用する者及びその家族等に対して、説明会等が行われていること。
 - ④ 技能実習生の受入れに関して、受入れ事業所を経営する法人内における協議体制が確保されていること。

○ その他、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第9条第6号（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第12条第1項第14号

4. 適用期日等

告示日：令和7年3月（予定）

適用期日：令和7年4月1日